

本巢市公示第 8 4 号

本巢市下水道施設太陽光発電設備導入事業について、公募型プロポーザルを実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定により、次のとおり公告します。

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

本巢市長 藤原 勉

プロポーザルに付する事項

1 事業概要

- (1) 事業名 本巢市下水道施設太陽光発電設備導入事業
- (2) 事業場所 ア 本巢浄化センター 本巢市文殊 3 0 7 0 番 1
イ 真正浄化センター 本巢市小柿 1 1 5 番 1
- (3) 事業内容期間等 本巢市下水道施設太陽光発電設備導入事業にかかる仕様書のとおり

2 参加資格要件

- (1) 単独の法人又は複数の法人で構成する共同体。共同体で応募する場合は、あらかじめ応募及び事業に必要な諸手続を一貫して担当する代表法人を定めるとともに、構成法人の役割分担を明確にすること。なお、応募申込期間終了後構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- (2) 日本国内に本社（店）を有し、なおかつ岐阜県内に事業所を有すること。
- (3) 太陽光発電事業を実施することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有すること。
- (4) 本事業と類似の事業履行実績として、過去 5 年度の期間において実績を有すること。なお、実績は公共団体、民間を問わない。
- (5) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
 - ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者
- 上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
- (6) 次のいずれの項目にも該当しないこと。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 1 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第 1 9 9 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 2 0 0 条第 1 項の規定による更生計画認可（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていない者。
- ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 1 条第 1 項及び第 2 項の規定による民事再生手続開始の申立てをした者にあつては同法第 1 7 4 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けていない者。
- エ 企画提案書の提出日において、本巢市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成 16 年本巢市訓令甲第 19 号）に基づく参加資格停止措置を受けている者。
- オ 国税及び地方税を滞納している者。
- カ 企画提案書の提出日において、本巢市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年訓令甲第 10 号）に基づく入札参加停止措置を受けている者。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者。

3 手続き等

- (1) 本巢市下水道施設太陽光発電設備導入事業者公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）等の配布

配布方法 募集要領、仕様書及び各種様式等は、本巢市ホームページにおいて公表するので、適宜ダウンロードすること。[\(https://www.city.motosu.lg.jp/\)](https://www.city.motosu.lg.jp/)

- (2) 質問の受付及び回答

受付期間 令和5年11月10日（金）～11月17日（金） 午後5時

提出方法 電子メールによる。

（電子メールの件名は「本巢市下水道施設太陽光発電設備導入事業プロポーザルに関する質問」とすること。）

提出先 本巢市役所上下水道部上下水道課 suido@city.motosu.lg.jp

回答 ホームページにすべての質問に対する回答を掲載する。

（回答に対する再質問は原則受け付けない。）

- (3) 参加表明書等の提出

提出期限 令和5年12月1日（金） 午後5時まで

提出方法 事務局へ持参又は郵送による。

（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに必着とする。持参の場合は、土、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）

- (4) 企画提案書等の提出

(3)の結果、本プロポーザルへの参加資格があると認められ、企画提案書の提出を希望する者は次のとおり企画提案書を提出すること。

提出期限 令和5年12月25日（月） 午後5時まで

提出方法 事務局へ持参又は郵送による。

（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに必着とする。持参の場合は、土、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする）

4 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするるとともに、指名停止措置を行うことがある。

- (3) 提出書類は返却しない。なお、審査の過程で複製を作成することがある。

- (4) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、受託候補者特定後、必要に応じて市ホームページ等で公表することがある。

- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用、その他このプロポーザルの参加に要したすべての経費は、参加者の負担とする。

- (6) 審査結果等に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けないものとする。

5 事務局

本巢市上下水道部上下水道課

住 所：〒501-0493

本巢市三橋1101番地6 本巢市役所糸貫分庁舎

電 話：058-323-7760（直通）

F A X：058-323-1158

メール：suido@city.motosu.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.motosu.lg.jp/>